

## 今後の予定について

### 1 新たな発表基準による運用までの予定

- 平成 30 年 12 月 新たな発表基準（CL）案の設定
- 平成 31 年 1～3 月 気象台における注意報、警報基準の見直し作業  
及び一部格子での CL 案の微調整
- 平成 31 年 4～5 月 県と気象台による市町等の関係機関への周知
- 平成 31 年 6 月（予定） 新たな発表基準による土砂災害警戒情報の運用

### 2 発表基準の見直し方針（タイミング）

毎年、県と気象台により土砂災害警戒情報の発表実績等に係るモニタリングを実施するとともに、以下の場合には発表基準の見直しを行っていく。

- 国等から発表基準の見直しに関する新たな知見が示された場合  
（例）RBFN プログラムの改良、土壌雨量指数の改良 等
- 県内で CL 対象災害が多数発生した場合
- 降雨や土砂災害の発生データが一定期間蓄積された場合（概ね 5 年程度）
- 土砂災害警戒情報の運用に当たり、新たな課題が生じた場合

#### <参考>第 1 回検討委員会 委員意見

将来的に発表基準の見直しのタイミング等をどのように考えていくのか、検討を行っておく必要がある。